

レセ電通信調 28007号  
平成 29年 2月 2日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

「調剤基本料減算（100分の50）」に係る記録方法について

このことにつきましては、下記の事例を参考に電子レセプトを作成されますようよろしくお願いいたします。

記

調剤基本料の注3に規定する保険薬局における平成29年4月調剤分以降の調剤基本料及び調剤基本料減算等の記録方法

関連告示及び通知

○「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の別表第三「調剤報酬点数表」（平成28年厚生労働省告示52号）【抜粋】

第1節 調剤技術料

区分00 調剤基本料（処方せんの受付1回につき）

注3 別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。ただし、処方せんの受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除く。

○「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示54号）【抜粋】

第15 調剤

3 調剤基本料の注3に規定する保険薬局

かかりつけ薬局の基本的な機能に係る業務を1年間実施していない保険薬局であること。

○「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添1「特掲診療料の施設基準等」（平成28年3月4日保医発0304第2号）【抜粋】

第90 かかりつけ薬局の基本的な機能に係る業務を実施していない保険薬局

3 本規定の取扱いは、経過措置期間を1年間としており、平成29年4月1日より、平成28年3月1日から平成29年2月末日までの算定回数に基づき判定する。なお、平成28年3月1日から3月末日までにおいては、改定前の区分番号に相当する内容の算定回数で計算する。

